

平塚市旭地区地域再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 平塚市旭地区のまちづくり・地域づくりを今後さらに充実させ、また、地域再生計画「平塚高村団地及びその周辺地域における地域医療福祉拠点整備モデル地区事業」（以下「地域再生計画」という。）に基づく地域住宅団地再生事業計画（以下「事業計画」という。）の作成にあたり必要となる事項を協議するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第12条第1項及び同法第17条の36第1項の規定に基づき、平塚市旭地区地域再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 事業計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 事業計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体に属する者による委員をもって組織し、会長及び副会長1人を置く。会長及び副会長は、互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域再生計画の期間とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、平塚市福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 このほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年1月26日）から施行し、地域再生計画の計画期間が終了したときにその効力を失う。

別表1（第3条関係）

協議会選出団体

平塚市
旭南地区町内福祉村
旭北地区町内福祉村
旭南自治会連合会
旭北自治会連合会
独立行政法人都市再生機構
社会福祉法人 研水会
医療法人 研水会